「報道被害」概念の明確化に向けて

桑原　司

一、「あいまいな」「苦しみ」からの出発

一九八一年八月、小学校六年生当時、私は、プールで水泳中に、同級生二名より、無理矢理に海水ズボンを下ろされ剥ぎ取られ、素っ裸にされた。

二〇〇一年七月、腹を下した私は、JR車内の男女共用トイレ（和式）において、殿部をさらした状態で用便していたところ、突然ドアを開けられ、衆人環視のもとにおかれることを余儀なくされた。誤ってドアを開けてしまったのは、七〇歳前後のご婦人であった。

いずれも、私が過去に経験した出来事で、私に消えることのない「心の傷」を刻んだものである。これまで私は、この二件の出来事について、何度か「言語化」し「外化」することを試みてきた [http://jairo.nii.ac.jp/0016/00002370] [http://jairo.nii.ac.jp/0016/00004811]。しかし一方で、この出来事は、「常識的には」あまりに「大したことではない」、と他者たちに捉えられる可能性が高いものではないか、とも私には思われた。とはいえ、何とか言語という媒体に変換して、いったんは自分の外側に放り出し、不特定の他者たちに理解可能な（とみずからが確信しうる）形で「現実の世界」(world of reality out there) に固定化しなければ、しっかりと上記の「心の傷」と向き合うことが出来ない。またそうした固定化（＝定義）がしっかりとできなければ、その「心の傷」を、他者たちにも積極的に主張することが出来ない。羞恥心を伴う出来事というものは、その出来事自体を描写するのも難しいが、その出来事からもたらされた「心の傷」の内容を描写するのは、それ以上に難しい。羞恥心を全面に押し出さなければ言語化出来ない事柄でありながら、極力、その羞恥心を覆い隠し脱色する（ないしは否定する）言語の選択に迫られる。それ故に、描写された内容はどうしても「あいまいな」ものとなってしまう。このような「あいまいな」「苦しみ」を私はずっと抱えてきた。

このような「あいまいな」「苦しみ」を抱えていた私のもとに、ある人物から相談が舞い込んだ。

この人物は、鹿児島市内の公衆浴場で入浴中に、突然、そこに新聞社のカメラマンが入ってきて、一礼するや否や、浴場内の写真を「バシバシ」取り始めた、という出来事に遭遇した、と説明された。その方は「男性」で、そのためか、「女ならいざ知らず、男が**こんなこと**で悩むのも何とも**恥ずかしく・・・・**〔強調は桑原による〕」と、その人は、私の目に映ったその人自身の姿（「相手の目に映った自分自身のアイデンティティ」）を、推し量りながら、「言葉」を「選択」ないしは「絞り出して」いるように、私には見受けられた。みずからのことを定義することに多大な困難を感じていた私であるが、「他人のこと」となると、意外にたやすく言語化し（定義し）、不特定の他者たちに理解可能な形（と自分には思われる形）で「現実の世界」に固定化することが出来た [http://gyo.tc/IsiC] [http://gyo.tc/Isii]。

上記の男性が遭遇した出来事には、上記の「心の傷」を抱える私のパースペクティブから見る限り、二つの「自明性」が強くまとわりついているように思われる。一つは、「男

性は性的羞恥心を安易には抱かない（抱くべきではない）存在である」というもの（私自身も共有し、違和感を抱き、その解体を試みている自明性でもある）。もう一つは、「マスメディアによる取材・報道の自由」である。私は、一度に同時並行で二つのことに取り組めるほど器用な人間ではない。そして、「他人のこと」はうまく言語化ないしは定義できても、みずからのこととなると、うまく定義する能力に長けているとは言い難い（これは私に限ったことではないかもしれないが）。

かくして私は、「みずからのこと」が**絡まない**後者の自明性、すなわち、「マスメディアによる取材・報道の自由」という自明性に強い問題関心を向け、この自明性の解体に積極的に取り組むことになった。上記の「ある人物」からの相談が、私が「報道被害」と呼ばれる現象に強い問題関心を抱く切欠となったのである。

二、「盛り付け」と「大皿」

私は、大学院進学後に、本格的に、ハーバート・ブルーマーのシンボリック相互作用論の研究に取り組み、現在にいたっているが、そのブルーマーが一九七一年に発表した論文に「集合行動としての社会問題」［http://ci.nii.ac.jp/naid/120001394128］がある。この論文の冒頭で、ブルーマーは次のように述べている。

> 社会問題とは根本的に集合的定義の過程の所産であり、そうした過程とは無関係に、社会のなかにある一定の形で配置された何らかの内的性質を伴った一連の客観的事象として存在しているものではないのである［邦訳、四一頁］。

ブルーマーは、社会問題の成立にとって「客観的事象」の如何はまったく問題にならない、と主張したかったわけでは決してない［http://ci.nii.ac.jp/naid/40019193469］。ただ、ある「客観的事象」に【悩まされている】人々がどれだけ存在していたとしても、そうした人々やそれ以外の人々が、その「事象」を【社会問題だ！】と定義しなければ、それは社会問題にはならない、と彼は主張しているのである。

我が国でも上記のプロセスをたどった「客観的事象」は数多い。例えば「セクシャル・ハラスメント」、通称「セクハラ」はその典型であろう。【男性から女性に対して行われる、ある種の社会的行為】であり、【通例、女性にとっては不快以上の精神的ダメージを被る可能性が高い】この「事象」は、「セクハラ」という「名づけ」(naming)がなされ、社会問題として構築される以前には、【問題ではない】ものと定義され自明視され、【これを問題化する女性にこそ問題がある】との「常識」がまかり通っていた、と言っても過言ではあるまい。そもそもこの「事象」を問題化しようにも、問題化するための「言語」もなかったのだが……。

宮淑子は、その著『新版　セクシュアル・ハラスメント』（朝日文庫、一九九九年）の「まえがき」で、その当時（一九八〇年代以前）の事情を以下のように説明している。

> 古くして新しい問題。セクシャル・ハラスメント（セクハラ）はこう言われてきた。言葉自体は新しいものに見えるが、現象自体はずっと古くからあった、と。（改行／中略）
> ……私たちの身の周りにある現象は、その現象を掬いとる言葉がなければ、その現象はないものにされ

てしまうから、現象を掬いとるためには、新しい言葉、概念の「盛り付け」が必要になってくる。
セクシャル・ハラスメントという言葉は、まさにこの新しい「盛り付け」だった。
「盛り付け」のためには「盛り付け」の皿が必要だったが、時代という「大皿」、人権意識、とりわけ女性の人権意識という「大皿」が用意されたことが何よりも大きかった。（改行／中略）
八〇年代は、被害女性の声を聞き取る作業に専念したが、被害を語る女性は、当事者であることを特定されることを何よりも恐れ、取材者を警戒していたし、たとえ会うことが叶っても、心の内はなかなか見せてくれなかったものだ。第一、自分が受けた体験を言葉にする作業自体、かなり難航した。セカンドレイプという言葉でよく言われるが、性が絡んだ問題は、百パーセント自分が被害者であることを周りの人間に証明しなければならなかったからだ。八〇年代は、法律の専門家でありながら、弁護士でもセクハラに関してはまったく無知のひとが多く、欧米の文献を取り寄せて、学習するところからしか始まらなかった。

宮の言う、上記の「産みの苦しみの時代」を乗り越え、一九九〇年代に入り、この「セク**ハラ**」という「対象」(**object**)が社会的に成立した。またその成立以降まもなくして、「アカ**ハラ**」「パワ**ハラ**」「アル**ハラ**」など、さまざまな（社会問題的な）「対象」が「**ハラ**」という上位カテゴリーの括りのもとで、次々と形成されていった。「セクハラ」という言葉は、セクハラという社会問題を成立させたのみならず、それ以外の**【**埋もれた**】**「客観的事象」の「問題」化を促進する機能をも担った。

どういう条件がクリアされれば、ある客観的事象は社会問題としての地位を得ることが出来るのか。より正確には、得「**続ける**」ことが出来るのであろうか。先に引用したブルーマーの論文では、「社会問題の発生」、「社会問題の正当性」、「その問題に関する活動の動員」、「活動の公式計画の形成」、「公式計画の実行後に生じる計画の変更」の五つの段階（ハードル）をクリアすることがその条件だと述べられているが、この五つのそれぞれの段階において、一貫して重要となるのが、「社会問題として定義**され続ける**」ということである。

では、ある社会において、ある客観的事象が、社会問題として定義**され続ける**には、どのような条件が必要となるであろうか。

＊**マスメディアの協力**（「大皿」形成のための）・・・ブルーマー自身も、簡単にではあるが、先の論文においてマスメディアの重要性を指摘している［邦訳、四七頁］。インターネットが社会の隅々にまで張り巡らされ、その利用者数が増大し続けている現代日本社会にあっても、マスコミ四媒体（テレビ、新聞、ラジオ、雑誌）、なかでもテレビと新聞の影響力（疑似環境構成能力／アジェンダ設定機能）は依然として大きい。いくらインターネット上で、ある客観的事象が問題として定義されようとも、テレビと新聞（以下、マスメディア）の後押しがなければ、その客観的事象が社会問題としての地位を得る（得続ける）ことは限りなく困難に近い。いくらインターネット上に、ある客観的事象を問題とする「ページ」がどれだけ増大しようとも、否、増大すれば増大するほど、各々の「ページ」のそれぞれに「多くの人々」がアクセスする確率は反比例的に下がる可能性が生じてしまう。仮に「多くの人々」がアクセスしたとしても、その「多くの人々」の各々が「多元的無知」(**pluralistic ignorance**)の状態に陥っていれば、少なくともその「客観的事象」が当該社会において「問題」として「周知のもの」となることはまずない。つまり、社会問

題として成立することも、社会問題として自明性を持つことも、まずない。

＊明確な定義を持つ言語（「盛り付け」のための）・・・いくら、ある客観的事象を社会問題として定義し、異議申し立てしようにも、それを表すにふさわしい「言語」が多くの場合に必要不可欠となる。この言語が、人口に膾炙しやすいシニフィアンと、明確に定義されたシニフィエを併せ持っているならば、なお良い。その事象に言及する際の、その呼び名の使いやすさ（そこからイメージが喚起される容易さ）と、概念規定の明確さが、双方ともに伴った言語は、ある事象を社会問題化する上で強力なツールとなる。

三、「報道被害」の難しさ

私が「報道被害」という言葉を初めてマスメディアで目にしたのは、二〇〇一年六月二九日に起きた、「沖縄米兵強姦事件」を伝える『南日本新聞』[http://373news.com/]の紙面においてであった。「マスメディアによる取材・報道の自由」という自明性の解体を試みようと考えていた私にとって、この「盛り付け」は格好のツールとなった。当初、マスメディアは、この「報道被害」の「加害者」（「報道加害者」）を、「一部のメディア」と表現し、あたかもみずから（テレビ、新聞）は部外者であるかのごとく報道し続けたが、二〇〇二年に「（旧）人権擁護法案」が国会に提出されるや否や、マスメディアはみずからの「利権」を守るためにも、積極的にみずからも加害者であったことを認める報道を行うことを余儀なくされた。そのため、マスメディアは、「報道被害」という言葉を、頻繁に、放送や紙面において使わざるを得なかった。「メディア・スクラム」という社会問題的な「対象」が形成されたのもこの頃である。皮肉にも、「加害者」であるマスメディアによって、「報道被害」という「盛り付け」と「大皿」が同時に提供された形になった。

とはいえ、右記の「（旧）人権擁護法案」が二〇〇三年一〇月に廃案となるや、少なくともマスメディアからは、急速に「報道被害」という言葉が消えていくこととなった。マスメディアによって提供された「報道被害」（そして「メディア・スクラム」）という言葉は、少なくともその「大皿」を失うことになった（ただし、二〇〇四年二月から二〇〇五年一二月にかけての「犯罪被害者等基本計画」の成立過程で、再び、「報道被害」が「盛り付け」「大皿」を伴って登場することになる）。

「大皿」は失ったものの、「報道被害」という「盛り付け」は、その後も、さまざまなマスメディア以外の「メディア」で命脈を保ち続けている。しかしながら、「大皿」の欠如が故に、「報道被害」は「周知の」「社会問題」となっているかと言えば（「社会問題」として自明性を持っているかと言えば）、「なっている（持っている）」と肯定するのはかなり難しい。

問題はそれだけではない。実は、「報道被害」の「盛り付け」にも問題があったのである。端的に言うならば、その概念規定がきわめて「あいまい」なのである。対照的に、この小論の前節で触れた「セクハラ」に関して言うならば、どういう状況で、被害者とどういう関係にある（ないしは被害者がどう捉えている）人物が、どういうことを行ったら、その行いが「セクハラ」に該当するのか、かなり詳細な概念規定が存在している[http://gyo.tc/Itid]。対して、「報道被害」については、「テレビ、新聞、雑誌などの報道によって伝えられた人々がその名誉を毀損されたり、プライバシーを侵害される人権侵害のことで、生活破壊、近隣や友人からの孤立をもたらすもの」（梓澤和幸、『報道被害』

岩波新書、二〇〇七年、二二頁）という類の、きわめておおざっぱな定義しかないのが現状である。

宮淑子は、先に触れた文献のなかで、みずからの使命を「社会に埋もれている現象を掬いとって社会に投げ与える」ことだと述べている［前掲書、四頁］。

現在、報道被害に関する文献や論文は数多く存在するが［http://gyo.tc/IuUr］、「報道被害」の「定義」を、詳細かつ明確に行い得ている文献には、少なくとも私はまだ出会っていない。次号以降では、「報道被害」の「定義」の「明確化」に向けた、具体的な作業を試みていくことにしたい。（つづく）

四、資料集

これから少しずつ整備・充実させていきたいと思います。

＊メディア別「人権侵害」対応機関（業界横断的なもの）

テレビ、ラジオ・・・「ＢＰＯ」（放送倫理・番組向上機構）［http://www.bpo.gr.jp/］
雑誌・・・「雑誌人権ボックス」［http://www.j-magazine.or.jp/opinion_001.html］
新聞・・・無し

＊報道被害対応組織

ＬＡＭＶＩＣ（報道被害対策弁護団）［http://lamvic.j-all.com/］
ＧｏＨｏｏ（日本報道検証機構）［http://gohoo.org/］

＊報道被害について考える市民団体

人権と報道連絡会［http://www.jca.apc.org/~jimporen/index.html］
報道と人権の会［http://kmplan.net/usr/jinken/index.htm］
「人権と報道」研究会（仙台）［http://ci.nii.ac.jp/naid/40004395067］
マスコミと人権を考える東海の会［http://ci.nii.ac.jp/naid/40004395068］
京都でマスコミを考える会［休会中］
北河内・報道と人権を考える会［http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA56717342］
人権と報道・関西の会［http://www.geocities.jp/citizenandmedia/］
報道について語る福岡の会［代表者、内田博文氏（九州大学法学部教授）］

＊代表的な研究者、活動家、関係者

河野義行氏［http://www2k.biglobe.ne.jp/~ndskohno/］
浅野建一氏［http://www1.doshisha.ac.jp/~kasano/］
山口正紀氏［人権と報道連絡会、代表］
梓澤和幸氏［http://www.azusawa.jp/］
大岡みなみ氏［http://www2.tky.3web.ne.jp/~norin/］

＊関連文献［http://20110820a.blogspot.jp/2012/09/blog-post.html］